立木売買契約書(案)

庄原市を発注者とし、○○○○○○を受注者として、発注者受注者両当事者は立木の売買に関し、次のとおり契約を締結した。

（目的）

第１条　発注者は、受注者に対し、次に掲げる物件（以下「売買物件」という。）を次条以下の約定及び別紙「特記仕様書」に基づいて売り渡すことを約し、受注者はこれを承諾した。

１ 物件の所在地

庄原市東城町帝釈未度字国広山　分収造林国広山事業地

伐採区域の面積　１９．８９ha（別紙図面のとおり）

２ 物件の種類及び数量

立木 １６，４３３ 本 １０，３７９ ㎥

内訳

ヒノキ　１６，０２８本　　９，９７７㎥

スギ　　４０５本　　４０２㎥

（売買代金）

第２条　売買代金は、○○○○○○○円（うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額○○○○円）とし、受注者は、発注者の発行する納入通知書により、令和○年○月○日（契約日より30 日以内）までに発注者に納付するものとする。

（代金延滞違約金）

第３条　発注者は、受注者が受注者の責めに帰すべき理由により前条の期限（以下「代金納付期限」という。）を経過しても売買代金の納付を完了しないときは、その延滞額に対して代金納付期限の翌日から売買代金の納付を完了する日までの日数に応じ、その納付しない額につき年14.5 パーセント（ただし、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第２項に規定する平均貸付割合をいう。）に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.25 パーセントの割合を加算した割合とする。）の割合で計算して得た額の代金延滞違約金を徴収するものとする。

（契約保証金）

第４条　本契約において、契約保証金は免除するものとする。

（売買物件の引渡し）

第５条　売買物件の引渡しは、売買代金及び第３条の代金延滞違約金の納付を完了した日から15 日以内で、発注者の定める日に売買物件の所在地において、発注者が命じた職員と受注者が立会いの上、行うものとする。

２　受注者は、売買物件の引渡しを受けたときは、発注者に対し直ちに別紙受領書を提出するものとする。

（売買物件の搬出）

第６条　受注者は、売買物件を令和〇年〇月〇日（契約日より48ケ月以内）までに現地山林から搬出するものとする。

２　受注者は、前項に定める期限（以下「搬出期限」という。）の延期を必要とするときは搬出期限の15日前までに、発注者に搬出期限の延期を申し出て、承諾を得なければならない。

３　受注者は、前項の規定により発注者の承諾を得て搬出期限の延期を行う場合は、その延期した日数に売買代金の1,000分の１を乗じて得た額の搬出遅延損害金を発注者に納付しなければならない。

４　発注者は、受注者が災害その他受注者の責めに帰すことのできない理由により、搬出期限までに売買物件の搬出を完了できなかった場合には、前２項の搬出遅延損害金を免除するものとする。

（売買物件についての異議申立て）

第７条　売買物件について、第１条の伐採区域の面積並びに物件の種類及び数量の記載と現存する伐採区域の面積並びに物件の種類及び数量に相違があった場合は、現存する物件を正しいものとして、これについて双方異議を申し立てないものとする。

（搬出完了及び跡地検査）

第８条　受注者は、売買物件の搬出を完了したときは、発注者に遅滞なく搬出完了届を提出し、発注者の指示に従い、跡地検査を受けるものとする。

２　前項の検査を受けたときに、その検査を行った土地に残存する立木その他の物件は、発注者が除去を要求するものを除き、すべて土地所有者に帰属するものとする。

（危険負担）

第９条　この契約成立後において、災害その他不可抗力により売買物件に損害を生じた場合、その損害は受注者の負担とする。

（売買物件の譲渡）

第10条　受注者は、売買物件の搬出を完了するまでは、発注者の承認なくしてこの契約によって生ずる権利又は義務を他人に譲り渡してはならない。

２　受注者は、前項の承認を受けようとするときは、譲受人と連署した譲渡申請書を発注者に提出するものとする。

（林野等の使用）

第11条　受注者は、売買物件の伐採、加工又は搬出のため、物件の所在する林野を使用し、又はこれらに必要な施設を当該林野等の内に設ける必要がある場合は、あらかじめ発注者の書面による承認を得なければならない。

２　受注者は、売買物件の搬出を完了したときは、発注者の指示に従い前項の規定により受注者が使用した当該林野等を原状に回復し、かつ、前項の規定により自己の設置した施設を取り除かなければならない。

３　受注者は、前２項の規定により当該林野等を使用し、若しくは当該林野等の内に施設を設け、又は当該林野等を原状に回復し、若しくは自己の設けた施設を除去することによって発注者に損害を与えたときは、発注者の算定する額の損害賠償金を発注者に支払わなければならない。

（林野の誤伐）

第12条　受注者は、伐採区域外の立木を故意又は過失による火災、誤伐等によって発注者に損害を与えたときは、発注者の算定する額の損害賠償金を発注者に支払わなければならない。

２　伐採区域の立木であっても、引渡し前においてこれを伐採したときも同様とする。

（売買物件の対象）

第13条　売買物件には、その根株を含まないものとする。

（契約の解除）

第14条　発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をしないで、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、発注者は、受注者に損害があっても責任を負わないものとする。

（１）受注者が、この契約の各条項に違反したとき。

（２）受注者が、この契約による義務を履行しないとき。

（３）受注者の役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

（４）受注者の役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。

（５）受注者の役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められると

き。
（６）前３号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
（７）受注者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
２　前項により契約が解除されたときは、既納の契約保証金、第２条の売買代金、第３条の代金延滞違約金並びに第６条第３項及び第４項の搬出遅延損害金は、発注者に帰属するものとする。

（損害賠償金）
第15条　この契約の解除により発注者が損害を受けたときは、受注者は、発注者の算定する額の損害賠償金を発注者に支払うものとする。

（疑義の解決）
第16条　この契約について疑義があるとき、又は新たな事項が生じたときは、発注者と受注者とが協議の上、決定するものとする。
２　協議が調わないときは、発注者の決定するところによるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書２通を作成し、発注者と受注者とが記名押印の上、各自その１通を所持するものとする。
ただし、本契約を電子契約にて締結する場合は、本契約書の電磁的記録を作成し、発注者と受注者とが電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。同記録を印刷した場合は、電磁的記録を原本、同記録を印刷した文書は写しとする。
また、本契約の押印日(電子契約の場合は電子署名の成された日)にかかわらず、本契約の効力は本書面に記載している契約日から生じるものとする。

令和〇年〇月〇日

発注者　　広島県庄原市中本町一丁目１０番１号

庄原市長　八谷　恭介

受注者　　広島県庄原市〇〇町〇〇〇〇〇番地

〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇　〇〇〇〇〇〇